

○浜田市議会の会期等に関する条例

平成30年12月26日

条例第34号

(会期)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第102条の2第1項の規定に基づき、浜田市議会の会期は、11月1日から翌年の10月31日までとする。ただし、同条第3項及び第4項の場合は、この限りでない。

(定例日)

第2条 法第102条の2第6項に規定する定例日は、次に掲げる日（その日が浜田市の休日を定める条例（平成17年浜田市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、当該休日前後において直近の休日でない日）とする。ただし、議長は、付議する議案等の審議の都合その他の事情により必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 12月1日
- (2) 2月24日
- (3) 6月15日
- (4) 9月1日

(その他)

第3条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(浜田市議会の会期の特例)

2 第1条本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後の最初の浜田市議会の会期については、平成31年4月1日から同年10月31日までとする。

(浜田市議会の定例会の回数を定める条例の廃止)

3 浜田市議会の定例会の回数を定める条例（平成17年浜田市条例第5号）は、廃止する。

(浜田市議会基本条例の一部改正)

4 浜田市議会基本条例（平成23年浜田市条例第34号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略